

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

入善町長 笹島 春人

市町村名 (市町村コード)	入善町 (16342)
地域名 (地域内農業集落名)	新屋地区 (町新屋・中坪・向島・上村・下山・浦山新・墓ノ木・島)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年8月23日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区では、農業者の高齢化が進み、遊休農地の発生が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、地区内で協議会等を設立し分散する担い手の農地の集約化に取り組み、効率的に耕作が可能な仕組みを整える必要がある。

また、新屋地区内でも集落によっては不整形田が集まっている場所もあるので、単純に面積で集約化していくのではなく、1筆ごとの土壌の性質を把握したうえで集積・集約化していく必要がある。

【地域の基礎データ】

認定農業者 : 13人

主な作物 : 水稲

(2) 地域における農業の将来の在り方

認定農業者等の担い手が水稲、大豆、大麦を中心とした作付けを行い、集積・集約化に取り組みつつ集積の増加を図る。また、桃や野菜などの園芸作物の栽培に取り組むとともに、生産性を高め利益を得られるよう複合経営及び6次産業化を進めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	638.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	638.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

全ての農地を耕作することを基本とし、非農地、保全管理等の区分は行わない。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の貸し借りにおいて、段階的に農地中間管理機構を活用する方法に移行し、農業者の経営状況に応じて農地集積を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
農地の大区画化等の基盤整備事業を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市町村及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内の農業者で農地を管理することを基本とし、委託することにより効率化が期待できる作業に関しては委託することを検討し、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮の上、出荷・調製施設を整備し、農業用施設の集約化を進める。